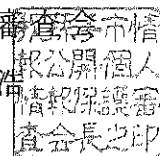




審査答申第2号  
令和3年2月4日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市情報公開・個人情報保護  
会 長 齋 藤 義 浩



情報非公開決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和2年12月1日付け総文第334号にて諮問のありました次の案件について、別紙のとおり答申します。

審査請求人が令和2年8月28日付けで提起した、我孫子市長が同月24日付け市安第243号にて行った「令和元年台風19号で避難命令が発出された泉地区と高野山地区で避難命令の対象となった世帯と対象にならなかった世帯を識別できる資料、図面。（泉地区は29.6%の世帯、高野山地区は85.5%の世帯が避難命令対象世帯になった理由がわかる資料もできれば公開いただきたい。）」を作成しておらず、不存在であるとして非公開とする情報非公開決定処分に対する審査請求に係る諮問

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

我孫子市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して、令和2年8月24日付け市安第243号にて行った「令和元年台風19号で避難命令が発出された泉地区と高野山地区で避難命令の対象となった世帯と対象にならなかった世帯を識別できる資料、図面。（泉地区は29.6%の世帯、高野山地区は85.5%の世帯が避難命令対象世帯になった理由がわかる資料もできれば公開いただきたい。）」を非公開とする情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 令和2年8月11日、審査請求人は、我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「令和元年台風19号で避難命令が発出された泉地区と高野山地区で避難命令の対象となった世帯と対象にならなかった世帯を識別できる資料、図面。（泉地区は29.6%の世帯、高野山地区は85.5%の世帯が避難命令対象世帯になった理由がわかる資料もできれば公開いただきたい。）」の情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）を行った。
- 2 令和2年8月24日、処分庁は、市安第243号にて「請求のあった情報を作成したことはなく、資料が存在しないため。」として、条例第10条第2項の規定により、情報非公開決定を行った。
- 3 令和2年8月28日、審査請求人は、本件処分を不服とし、本件処分を取り消して情報公開決定を求める審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法であるとして、その取消しを求めている。

【避難勧告の対象となった個別の世帯と対象にならなかった個別の世帯を識別できる資料、図面の有無について】

令和元年台風第19号浸水（避難勧告等）対象エリア合計世帯数・合計

人数一覧表（以下「一覧表」という。）と人口世帯集計表の数値を基に審査請求人が「我孫子市町丁別の世帯数集計・浸水（避難勧告等）対象エリア一覧対比表」を作成したところ、避難勧告の対象となった世帯は各町丁の一部の世帯であることが判明した。審査請求人が安全に避難をするためには、どの世帯の家屋が避難勧告の対象とならなかったかを知る必要がある。避難勧告の対象となった世帯がその地区の一部であるということは、避難対象地について、対象となる個別の世帯情報を地図などで色分けし、色分けされた地番別のデータとして集計用資料を作成する作業を行うはずであり、そうでなければ、一覧表を作成することができないのは明らかであることから、資料が存在しないことはあり得ないことである。

#### 第4 処分庁の主張の要旨

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件処分に違法又は不当はないことから、本件審査請求の棄却を求めている。

【避難勧告の対象となった個別の世帯と対象にならなかった個別の世帯を識別できる資料、図面の有無について】

利根川の洪水を警戒した避難命令の対象世帯の集計方法については、国土交通省が利根川流域で最大規模の雨（3日間総雨量491mm）が降った場合を想定し作成した浸水想定区域図を基準のデータとしており、対象が大変広いエリアであることから、世帯ごとに集計する方法ではなく、大字ごとに対象エリアを抽出し、面積ごとにランク分けした上で、ランクごとの係数を掛け合わせる方法を用いて合計世帯数及び人数を概算で集計することとしている。そのため、利根川の洪水を警戒した避難命令の対象となった世帯とならなかった世帯を世帯ごとに識別するための資料、図面は作成していないことから、本件情報公開請求に係る情報は存在していない。

よって、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問案件について審査した結果、次のように判断する。

本件情報公開請求において、審査請求人が公開請求した情報の内容は、「令和元年台風19号で避難命令が発出された泉地区と高野山地区で避難命令の対象となった世帯と対象にならなかった世帯を識別できる資料、図面。(泉地区は29.6%の世帯、高野山地区は85.5%の世帯が避難命令対象世帯になった理由がわかる資料もできれば公開いただきたい。)」であり、本件審査請求において、問題となるのは、「避難勧告(※)の対象となった個別の世帯と対象にならなかった個別の世帯を識別できる資料、図面」の存否である。

処分庁が利根川の洪水を警戒した避難勧告の対象となる世帯数、人数を算出する事務をどのように行っているかをみると、国土交通省が利根川流域で最大規模の雨が降った場合を想定し作成した浸水想定区域図を基に、大字ごとに対象エリアを抽出し、浸水が想定される面積ごとにランク分けした上で、ランクごとの係数を世帯数、人口に掛け合わせる方法を採用しており、避難勧告の対象となる個別の世帯を指定して、その数を集計する方法は採られていない。

このような事務の手順からすると、「避難勧告の対象となった個別の世帯と対象にならなかった個別の世帯を識別できる資料、図面」が作成されておらず不存在であることに不合理な点はない。

以上により、処分庁が行った本件処分は妥当である。

(※) 令和元年台風19号の際に我孫子市が発令したものは避難勧告であるため、避難命令を避難勧告と読み替えている。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本諮問案件について、次のように審査を行った。

年 月 日	内 容
令和2年12月1日	諮問書收受(令和2年12月1日付け総文第334号)
令和3年1月7日	審議
令和3年2月4日	答申